

海外と少しでも関係する先生方へ

私達の研究が
大量破壊兵器等に
転用されないために

立命館大学における安全保障輸出管理

海外への貨物(装置・試料等)の輸出(持出し)、海外への技術提供、海外出張、留学生等の受入れまでグローバルに展開する大学の研究活動等は、常に海外と接点があるため、外為法に基づいた安全保障輸出管理が必要です。懸念のある国やテロリスト等に機微な情報や技術が流出したり貨物が渡ったりすることを避けるため、平和を守る国際社会と協調して、大学人としての責任を全うするように心がけましょう。

◆ 安全保障輸出管理とは

安全保障輸出管理とは、日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な貨物(装置・試料等)及び技術を大量破壊兵器の開発等を行っている国やテロリスト等の手に渡ることを防ぐための管理制度です。日本においては、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づいて規制が行われています。

◆ 大学における研究活動も規制の対象になります

安全保障輸出管理では、「貨物の輸出・技術の提供」が対象となります。大学では関係ない規制と思われがちですが、実際には、以下のような研究活動において、技術提供や貨物の輸出の機会があり、規制の対象となる可能性があります。

主な機会	具体例
留学生・外国の研究者等の受入れ	実験装置の使用、試作 技術情報を電子メールやUSBメモリ、FAXで提供 研究指導、技術指導、会議、打合せ
外国の大学や企業との共同研究	実験装置の貸与、送付・持出し 技術情報を電子メールやUSBメモリ、FAXで提供 会議、打合せ
学術研究を目的とした研究試料などの送付・持出し	サンプル品の送付・持出し 自作の研究機材を携行
外国からの施設見学	研究施設の見学、研究内容の説明 説明資料配布、実験装置の説明
外国出張	国際会議等での発表(口頭・ポスター他) 展示会等での展示、打合せ等

◆ 規制の内容

安全保障輸出管理に関する規制には以下の2種類があり、貨物の輸出や技術の提供を行おうとする相手(国、機関等)により適用される規制が異なります。

■ リスト規制

輸出しようとする貨物が輸出貿易管理令別表第1の1～15項に該当する場合又は提供しようとする技術が外為令別表1～15項に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度です。国際的な合意に基づき、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物・技術を規制しています。

■ キャッチオール規制

輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、リスト規制に該当しない場合でも、定められた要件に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要になります。キャッチオール規制には、大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制とがあります。

■ 大量破壊兵器キャッチオール規制(6ページ参照):

ホワイト国以外の国へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術の「需要者」や「用途」からみて大量破壊兵器の開発等に用いられる懸念があるかどうかにより規制されます。

■ 通常兵器キャッチオール規制(6ページ参照):

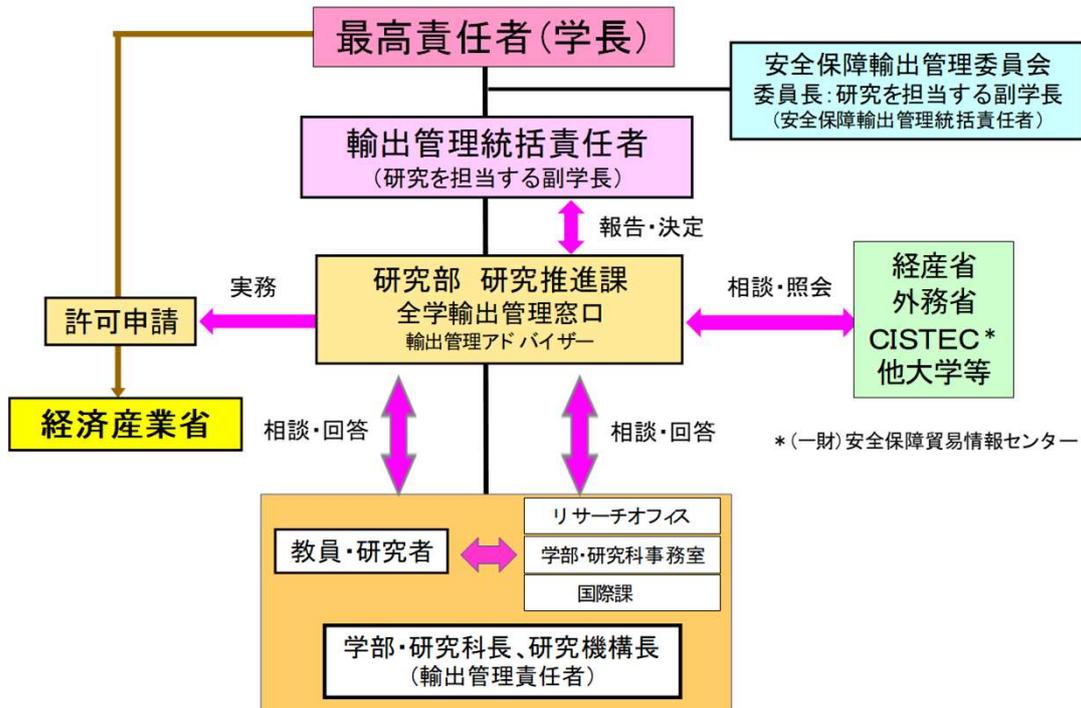
国連武器禁輸国・地域へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術の用途からみて通常兵器の開発等に用いられる懸念があるかどうかにより規制されます。

◆ 立命館大学における管理体制と学内手続きの流れ

◆ 立命館大学安全保障輸出管理体制

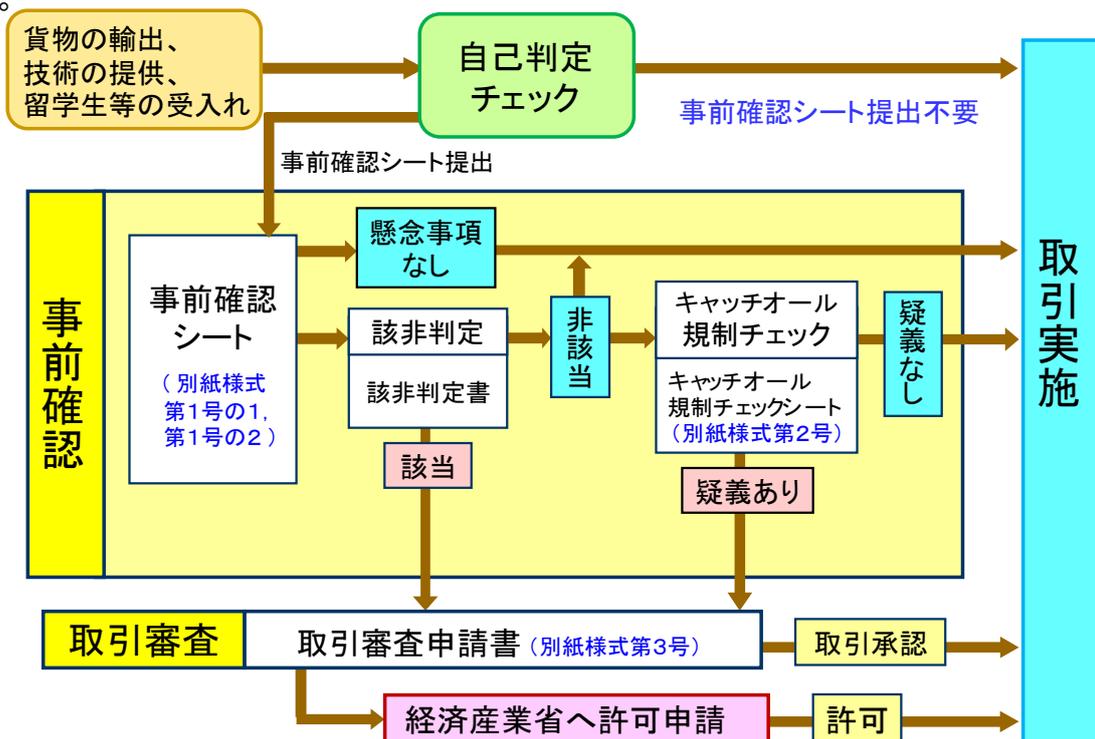
立命館大学では、学長を最高責任者とした全学的な安全保障輸出管理体制をとっています(下図参照)。安全保障輸出管理統括責任者(研究を担当する副学長)が、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理の業務を統括します。

研究部(BKCリサーチオフィス)に設置された全学輸出管理窓口には、輸出管理アドバイザーが配置され、学内関係部署に対して専門的な助言や該非判定等の支援を行います。



◆ 立命館大学における学内手続きの流れ

立命館大学では、学内における安全保障輸出管理の手続きとして、「自己判定チェック」→「事前確認(シートによる確認)」→「取引審査」の順に手続きすることになっています。事前確認は、各研究科・機構で行い、必要な場合には取引審査を経て研究部/全学輸出管理窓口より立命館大学として経済産業大臣へ許可申請を行います。

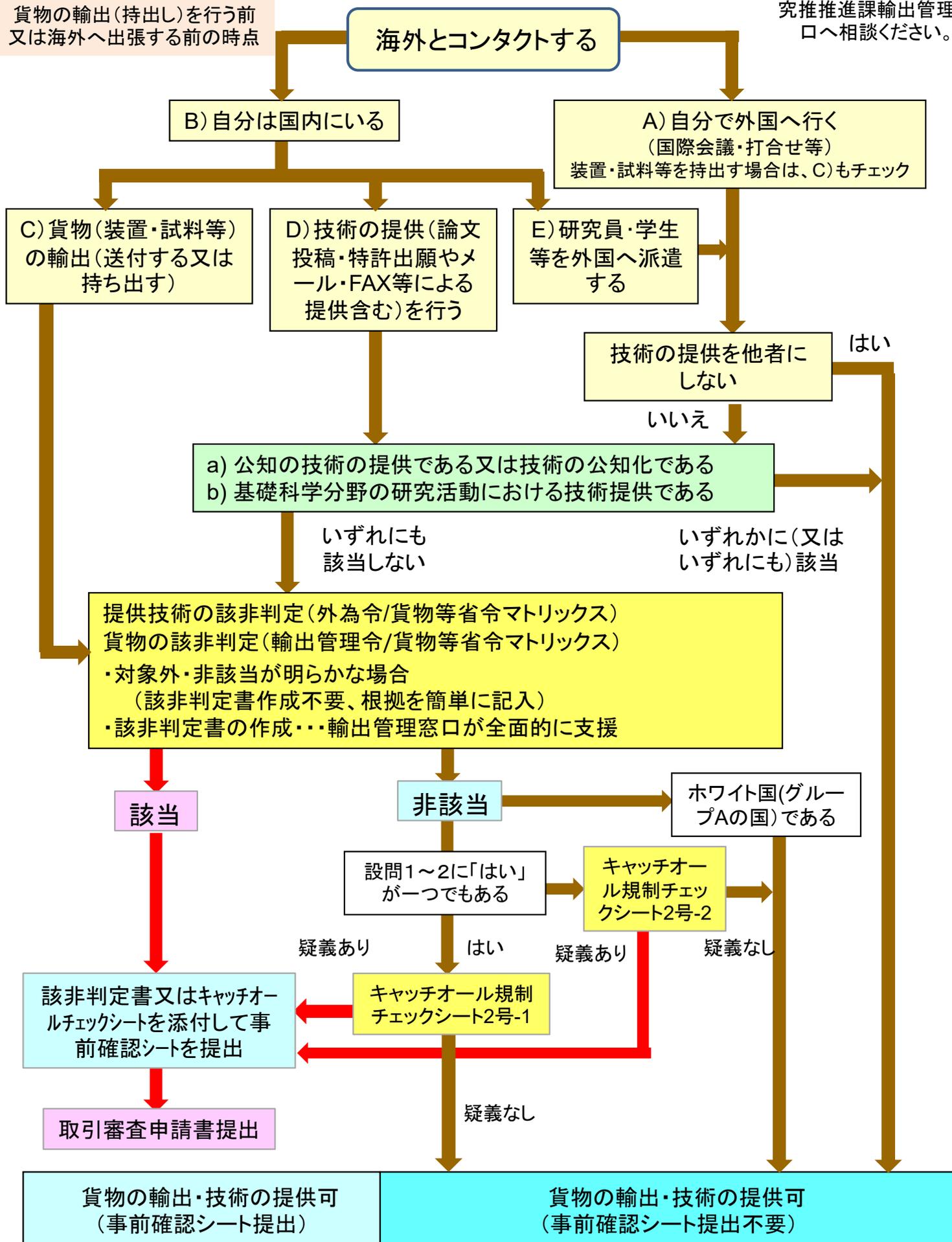


貨物の輸出・技術の提供の自己判定チェックフロー

様式第1号の1 事前確認シート裏面

自己判定チェックの実施時期
貨物の輸出(持出し)を行う前
又は海外へ出張する前の時点

* 不明な点があれば、研
究推進課輸出管理窓
口へ相談ください。



留学生等受入れの自己判定チェックフロー

様式第1号の2 事前確認シート裏面

自己判定チェックの実施時期(例)

国費留学生: 文科省から本学に打診があった時点、又は候補者を文科省に推薦する時点。
私費留学生: 入学試験の願書提出の時点。
日本学術振興会(JSPS)外国人特別研究者の場合には、JSPSへ申請の時点。

* 不明な点があれば、
研究推進課輸出管理窓
口へ相談ください。

留学生、外国人研究者 見学者等の受入れ

- ① 受入れ研究室等が人文・社会科学系の非実験系研究室である
② 学部の留学生である

いずれか
に該当

いずれにも該当しない

- A) 外国ユーザーリスト掲載機関・組織から受入れる、又は特定
類型該当者である
B) 懸念国又は国連武器禁輸国から受け入れる
C) 設問2に「はい」がある
D) グループAの国からの受入で、設問3①が「はい」である
E) 一般国からの受入で、設問3①及び②いずれも、又は、いずれかが「はい」である

いずれ
にも該当
しない

B)、C)、D)、E)
いずれかに該当

A) に該当

輸出管理
窓口へ相談

- a) 公知の技術の提供である
b) 基礎科学分野の研究活動における技術提供である
c) 立命館大学での雇用を予定している。 ※へ進む

いずれかに(又はい
ずれにも)該当

いずれにも
該当しない

提供技術の該非判定(外為令/貨物等省令マトリックス)
・対象外・非該当が明らかな場合
(該非判定書作成不要、根拠を簡単に記入)
・該非判定書の作成・・・研究部輸出管理窓口が全面的に支援

該当

※
非該当

ホワイト国(グルー
プAの国)である

設問1~2に「はい」
が一つでもある

キャッチオー
ル規制チェッ
クシート2号-2

該非判定書又はキャッチオール
チェックシートを添付して事前確
認シートを提出

キャッチオール規
制チェック2号の1

疑義あり

疑義なし

取引審査申請書提出

受入可(事前確認シート提出不要)

受入可(事前確認シート提出)

① グループA(ホワイト国…輸出令別表第3)

安全保障輸出管理が適正に行われていると認められる国(26か国)：

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国、大韓民国

② 外国ユーザーリスト

外国ユーザーリストとは、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織(大学・研究機関含む)を経済産業省が公表しているリストです。リスト掲載企業・組織へ貨物の輸出や技術提供する場合、その貨物・技術の相手先での用途が指定されている懸念区分に対応するものであるかどうかの確認が必要になります。

外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織が属する国：

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、エジプト、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港、レバノン、ロシア

* 最新のリストや懸念区分等詳細は：

経産省ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/> ➡ 「外国ユーザーリスト」

③ 懸念国(輸出令別表第4)

大量破壊兵器を製造している懸念があるため、輸出規制が特に厳格にされている国：
イラン、イラク、北朝鮮

④ 国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2)

国連安全保障理事会で武器禁輸が決議されている国・地域(10か国)：

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン、南スーダン

⑤ 大量破壊兵器

核兵器、生物兵器、化学兵器及びそれらの運搬手段であるミサイル・無人航空機等を総称して大量破壊兵器と呼ぶ。

⑥ 通常兵器

大量破壊兵器(核兵器・生物兵器・化学兵器・ミサイル)以外の兵器で、銃や爆弾、軍用車両、軍用航空機等の武器を指す。

⑦ 該非判定

貨物の輸出や技術の提供を行う場合に、当該貨物(技術)が経済産業大臣の許可を必要とするいわゆるリスト規制該当貨物(技術)か否かの判定を行うことを該非判定といいます。具体的には、輸出貿易管理令別表第1の1項から15項に該当する貨物か否か、外為令別表の1項から15項に該当の技術であるか否かの判定を指します。

* 全学輸出管理窓口では、該非判定書の書式と記入例を用意し、該非判定書の迅速な作成を支援しています。

例外規定

貨物(装置・試料等)の輸出や技術の提供に際して、貨物や技術が規制の対象(リスト規制に該当)となる場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、経済産業大臣の許可が不要になりますので、それぞれの場合に応じた学内手続きを行ってください。

◆ 貨物の輸出に関する例外規定

- 無償特例 : 無償で輸入し無償で返送する特定の貨物又は後日無償で輸入する予定で無償で輸出する特定の貨物
- 少額特例 : 一定の範囲貨物の中で、貨物の種類毎に定められた一定の価格以下の貨物
- 部分品特例 : 輸出しようとする貨物のごく一部として、規制対象となる貨物が組み込まれている場合

☆ 学内手続き・事前確認シート作成時に該非判定を行った結果、該当であることが判明した場合には、取引審査申請書を作成し、該当事項にチェックする。

* 例外規定の詳細については、経済産業省安全保障貿易管理ホームページを参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/> ➡ 申請手続き ➡ 例外規定/貨物の特例

◆ 技術の提供に関する例外規定

- 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの:
 - ・新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
 - ・学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - ・工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
 - ・ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
 - ・学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

☆ 学内手続き・事前確認シート/自己判定チェック実施時に該当事項にチェックする。

- 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引:
「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」

要注意 : 「大学の研究」 = 「基礎科学分野の研究」ではありません!

☆ 学内手続き・事前確認シート/自己判定チェック実施時に該当事項にチェックする。

- 必要最小限の使用技術:
 - ・貨物の輸出に併せて行われる据付、操作等のための必要最小限の技術提供のうち、一定の要件をみたすもの
 - ・プログラムの提供に併せて行われるインストール、操作等のための必要最小限の技術提供のうち、一定の要件を満たすもの

* 例外規定の詳細については、経済産業省安全保障貿易管理ホームページを参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/> ➡ 申請手続き ➡ 例外規定/技術の特例

表1. 兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について 1.(3)1)」より

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

- これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要です。
- 外国ユーザリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用ください。

通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について 1.(3)2)」より

2013年10月15日改正

(2013年10月15日改正前は輸出貿易管理令別表第1 16の項(1)にて規制)

- ニッケル合金又はチタン合金
- 焼結磁石
- 2lに掲げるものの製造用の装置又はその部分品
- 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの
- 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
- 軸受又はその部分品
- 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品
 - 数値制御を行うことができる工作機械
 - 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。)
 - 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)
- 二次セル
- 波形記憶装置
- 電子部品実装ロボット
- 電子計算機又はその部分品
- 伝送通信装置又はその部分品
- フェーズドアレーアンテナ
- 通信妨害装置又はその部分品
- 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
- 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
- センサー用の光ファイバー
- レーザー発振器又はその部分品
- 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
- 重力計
- レーダー又はその部分品
- 加速度計又はその部分品
- ジャイロスコープ又はその部分品
- 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
- ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
- 水中用のカメラ又はその附属装置
- 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
- 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
- ガスタービンエンジン又はその部分品
- ロケット推進装置又はその部分品
- 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
- 航空機又はその部分品
- ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
- フラッシュ放電型のエックス線装置

表2. 特定品目16(1)及び外国ユーザーリスト

一般国向け通常兵器キャチオール規制で規制されている特定品目及び経産省公表している外国ユーザーリスト

16(1) 特定品目 一般国向け通常兵器キャチオール規制

※輸出令の16項(1)として貨物を掲げ、省令でHSコードを規定。当該貨物に係る設計、製造又は使用に係る「技術」も対象。

①工作機械	8456 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械
	8457 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン
	8458 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）
	8459 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）
	8460 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーマットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上げ盤を除く。）
	8461 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上げ盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーマットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
②レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	8526.10 レーダー
	8526.91 航行用無線機器
	8526.92 無線遠隔制御機器
③集積回路	8542.31 プロセッサ及びコントローラ（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかないかを問わない。）
	8542.32 記憶素子
	8542.33 増幅器
	8542.39 その他のもの
④航空機、宇宙飛行体、部品	8802.60 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット
	8806 無人航空機
	8807 部品（第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）
⑤航行用機器	9014.20 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）
	9014.80 その他の機器
⑥検査用の機器	9027.50 その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）
	9030.20 オシロスコープ及びオシログラフ
	9030.32 マルチメーター（記録装置を有するもの）
	9030.39 その他のもの（記録装置を有するもの）

外国ユーザーリスト

経済産業省が、大量破壊兵器及び通常兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器及び通常兵器等の開発等に用いられないことが明らかなる場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

大量破壊兵器

注)外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law00.html#userlist>

国名
アフガニスタン
アラブ首長国連邦
イスラエル
イラン
インド
エジプト
北朝鮮
シリア
イエメン
中国
パキスタン
台湾
香港
レバノン
ロシア

ユーザーリスト掲載企業・組織が属する国

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD	通常兵器
501	中国 People's Republic of China	Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA) (北京航空航天大学)	Beihang University	ミサイル M	通常兵器 CW
541	中国 People's Republic of China	Harbin Institute of Technology (HIT) (哈爾濱工業大学)		ミサイル M	通常兵器 CW

2025年10月
新設

701	パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Time & Tune		ミサイル、核 M、N	
712	香港 Hong Kong	Detail Technology Limited		ミサイル M	
773	ロシア Russian Federation	Joint Stock Company Tekhnod			通常兵器 CW

日本では平和国家としての立場から、国際的合意に基づき、大量破壊兵器をはじめとする兵器等に用いられる可能性の高い貨物の輸出や技術提供に関して、外国為替及び外国貿易法（外為法）により厳格な輸出管理が行われています。立命館大学においても、研究が兵器等に転用されることのないよう、安全保障輸出管理への取り組みを2015年12月から本格的に始めました。

立命館大学安全保障輸出管理規程・細則、輸出管理の学内手続き様式類、該非判定書の書式・記入例、Q & A、パンフレット等は、下記URLよりダウンロードいただけます。

関係規則・学内資料等 http://www.ritsumeai.ac.jp/research/member/study_ethic/se14.html/

学内手続き・様式等 http://www.ritsumeai.ac.jp/research/member/study_ethic/se15.html/

経済産業省安全保障貿易管理 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

一般財団法人 安全保障貿易情報センター（CISTEC） <http://www.cistec.or.jp/>

立命館大学 研究部 研究推進課 全学輸出管理窓口

〒525-0058 滋賀県草津市野路東1-1-1 イーストウイング1F

TEL 077-599-4175（内線：515-6023）

MAIL export@st.ritsumeai.ac.jp